

ケアマネジメントに関する ポイント

目次

P3

公正中立性の確保について

P4

アセスメントについて

P5

サービス担当者会議について

P6

総合的な計画の作成について

P7

居宅サービス計画の作成・交付について

目次

P8

モニタリングについて

P9

主治の医師の意見等について

P10~P12

運営基準減算について

4公正中立性の確保について

基準省令

- 居宅介護支援の提供の開始に際して、あらかじめ利用者又はその家族に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行うこと。
- 居宅サービス計画原案に位置付けられた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求められることができること。につき、文書の交付に加えて口頭での説明を行い、利用者からの署名を得ることが望ましい。

ポイント

重要事項説明書等に複数事業所が選択できる事等を記載すること。



アセスメントについて

基準省令

- 居宅サービス計画の新規作成時・変更時・要介護認定更新時・区分変更時に実施すること。
- 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族にアセスメントを実施すること。
- 課題分析標準項目（23項目）すべてについて分析し、記録すること。
- 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握すること。



サービス担当者会議について

基準省令

- ▶ 居宅サービス計画の新規作成時・変更時・要介護認定更新時・区分変更時に必ず開催し、記録すること。
- ▶ 利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。

ポイント

- サービス担当者会議の記録において、開催日時・開催場所・参加者の氏名・事業所名・職種・各参加者からの意見等を明記しておくこと。
- やむを得ずサービス担当者会議を開催できない場合や、やむを得ずサービス担当者会議に出席できない場合は、その理由を明確にした上で、照会を行い、日時や手段、内容等を記録し、全ての担当者間でその情報を共有すること。

総合的な計画の作成について

基準省令

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めること。

ポイント

家族や親族等による介護、保健所又は保健センターなどによる保険指導、配食サービス等の市町村やNPOなどによるサービス、近隣住民や民生委員などによる見守りの状況、有料老人ホームなどの施設職員の見守り等、利用者の支援に関わる様々な機関や個人との連携が必要であり、これらの情報を総合的に把握し、居宅サービス計画に位置付けるように努めること。

居宅サービス計画の作成・交付について

基準省令

- ▶ 利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- ▶ 居宅サービス計画を作成した際は、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- ▶ また、居宅サービス計画に位置付けた事業所に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画との整合性を図ること。

ポイント

- 居宅サービス計画における短期目標は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものとし、長期、短期目標ともわかりやすい具体的な表現とすること。
- 居宅サービス計画を交付した日を支援経過に記載するなど明確にすること。

モニタリングについて

基準省令

- ▶ 利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り次に定めるところにより行うこと。
- ▶ 1月に1回、「利用者の居宅で面接」又は「テレビ電話装置等を活用した面接」を行い、モニタリングの結果を記録すること。

ポイント

モニタリングに当たっては、居宅サービス計画作成後も、少なくとも一月に一回は「利用者の居宅での面接」または「テレビ電話装置等を活用した面接」を行い、利用者の解決すべき課題に変化がないかどうか把握し、解決すべき課題の変化が認められる場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更等を行うこと。

主治の医師の意見等について

基準省令

- ▶ 利用者が訪問看護・通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合やその他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。
- ▶ 居宅サービス計画に訪問看護等の医療系サービスを位置付けるにあたっては、当該医療に係る医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療系サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点から留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うこと。

ポイント

- 医療系のサービスを計画に位置付けるにあたり、主治の医師等の意見を求めている場合は、その必要性について、当該利用者の同意を得て、主治の医師等の指示があることを確認すること。

運営基準減算について

次の(1)～(5)のいずれかに該当する場合に減算される。

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

※上記内容を重要事項説明書に追記し、既存の重要事項説明書の内容と合わせて説明を行ってもよい。

(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、次の場合に減算されるものであること。

ア 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接をしていない場合には、当該居宅サービス計画に係る月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

イ 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情や軽微な変更は除く）には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

運営基準減算について

ウ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

(3) 次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

ア 居宅サービス計画を新規に作成した場合

イ 要介護認定をうけている利用者が要介護更新認定を受けた場合

ウ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(4) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という）に当たっては、次の場合に減算されるものであること。

ア 当該事業所の介護支援専門員が、利用者に面接していない場合には、特段の事情の無い限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

運営基準減算について

イ 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

(5) 運営基準減算の対象となった場合

- 所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。
- また、運営基準減算が2月以上継続している場合、所定単位数は算定しない。
- 運営基準減算に該当する利用者について、初回加算を算定することはできない。

